<シンポジウム>

「罪を犯した障害者の支援に　ついて考える」

●シンポジスト
牧野　賢一〔受賞者：NPO法人UCHI理事長〕
田島　良昭〔社会福祉法人南高愛隣会顧問／最高検察庁参与〕
大塲　玲子〔大津保護観察所長〕
野澤　和弘〔毎日新聞論説委員〕

●コーディネーター
北岡　賢剛〔社会福祉法人グロー理事長〕

厚生労働科学研究で刑務所を調査 福祉と司法の連携のきっかけを作る

北岡　まずは野澤さんから、「罪を犯した障害者の支援」への問題意識についてお話しいただけますか。

野澤　今から10年ちょっと前、副島洋明弁護士が罪を犯した障害者の支援をされていて、かなり重い障害のある方が放火の罪に問われて有罪判決が出た時に、私も報道の立場で関わりました。その頃から弁護士さんたちといっしょに刑務所を見学させていただくようになったのですが、障害のある方々が結構いたんです。素朴な疑問として、障害のある方は福祉の中で守られるはずなのに、どうして刑務所なんだろうと考えました。

マスコミはよく日本の治安が悪いと強調しますが、体感治安と統計上の治安はかなり違います。この10年くらいで凶悪事件は半分くらいに減っています。それでも刑務所に入る人が減らないのは、障害のある方や認知症の方、高齢の方が入っているんです。彼らの罪はコンビニでおにぎりに手を出したとか、神社の賽銭に手を出したとか無銭飲食など。昔の日本では地域にやくざやアルコール依存症など訳ありの人がいても、あまり警察沙汰になりませんでした。少しずつ迷惑をかけながら、それでもなんか地域で生きてこられました。

今、家族や地域でお互いに支え合っているような関係性がなくなって、ちょっとわけ有りの人や生きていくのが苦手な人が地域で暮らせなくなり、行き場と言うと矯正施設しかなくなりました。ある知的障害のある受刑者が出所後家に帰りたいというので、認知症のお母さんのもとになんとか帰すことができないか、刑務所の社会福祉士さんが地域に働きかけたことがありました。こういう小さなことからもう一度、地域で生きにくい人たちが生きていくことを支えるのはどういうことなのか、考える必要があるのではないかと思います。

北岡　田島さんは平成18年に厚生労働省の厚生労働科学研究を立ち上げられました。その時の背景や、ここまでのことについて少しお話しいただければと思います。

田島　今から10数年前、元衆議院議員の山本譲司さんが書かれた「獄窓記」という本の中に、刑務所には障害を持った人がごろごろいると書かれていました。法務省に尋ねると、知的障害は一般刑務所にはいませんということだったのですが、実際に刑務所を見学してみると、ぱっと見て「この人は知的障害だ」という人がごろごろいるんです。職員に「あの人は知的障害ですね」と言うと、決まって「あの人は模範囚です」と言われました。知的障害のある人は「こうしなさい」と言われれば素直に教えられたとおりに一生懸命やる。刑務所の中では手のかからない模範囚で、そういうところで刑務所では障害者という見方がされていなかったのかもしれません。

そこで厚生労働科学研究を立ち上げて調査を行い、初めて刑務所の中に福祉の専門家が入りました。これで皆さんの考えが大きく変わりました。その当時、明治時代からやってきた監獄法を受刑者処遇法に変えるべきではないかと、議論されていて、ちょうど大きな転換期に入り込むことになりました。

何よりも私たちが心打たれたのは、障害を持つ人々のことを黙々と背負ってこられた刑務官や、社会に出た時に支えていただく保護司の方々です。そういう人たちがおられることもあまり知らなくて、目を洗われるような思いで、私たちが気付かなかった一番大変なところを、福祉以外の人が背負ってこられたことがわかりました。

私が今まで関わってきた障害を持った人は、家族や支援してくれる人に恵まれた人が多く、恵まれない人はごく一部だと思い込んでいたんです。ところが、家族にも支援する人にも恵まれずに、そのためにお腹が減っておにぎり1つ盗んでそれで刑務所に入った人がいるわけです。高齢者もどんどん増えて惨憺たる状態になっていることにやっと気付きました。

北岡　会場には、福祉関係者の方が多くいらっしゃるので、大塲所長には、保護観察所というところは、日頃、どんなことをされている機関なのか、保護観察所の仕事を通して見た、罪を犯した障害者や高齢者の状況についてもお話しいただければと思います。

大塲　資料にあるA君は実在の事例ではありません。一人の人間であるA君のとらえ方はそれぞれの立場で異なります。例えば私たち更生保護や保護観察の世界ではA君を保護観察対象者と呼びます。刑務所の中では受刑者と呼ばれます。すし、罪を犯して捕まった時には犯人、被疑者、裁判では被告となります。こういった人たちが私たちの対象者としての身分を離れると、どこに行くか私たちは詳しくは知りませんでした。

保護観察と言った時に思い浮かべるのは罪名ではないでしょうか。放火、殺人、強盗、窃盗、住居侵入、公然わいせつなどなど、ここから想起されるものは犯罪で、怖い人、極悪人、関わりたくない、関係のない人だと思われがちです。ただ、罪名は行為でしかありません。他人の財物を盗った者と、みなさんの脳裏に浮かんでくる困ったことを抱えた可哀想な少年A君は、違って見えるんじゃないかと思います。A君がどんな支援を受けてきたのか、受けてこなかったのか、罪名や行為だけからはなかなかわからないと思います。

犯人が捕まるとみなさん安心して一件落着だと思ってしまう。でもそれはたまたま犯人が捕まって一瞬目の前から消えたにすぎません。そこから審判・裁判にかけられますが、裁判や審判は終わりではなくスタートラインです。結局のところ一件落着ではなく、刑務所や少年院から、彼らは地域社会に戻ってきます。

そこで保護観察所が何をやっているかと言うと、保護観察所は国の役所で法務省の所管で各県に1つずつあります。年間予算は260億円くらい、防衛予算と比べると潜水艦の2分の1くらい、それだけの予算です。支えてくださっているのは、保護司を中心とする民間の方々です。保護司の方々は一銭も報酬をもらっていません。多くの場合、刑務所から出てきた人たちを自宅に呼んで面接をするという形で、保護観察が実施されています。

私たちも刑務所の中に高齢の人たち、支援が必要な知的障害の人たちがたくさんいることは薄々気がついていましたが、田島先生の調査でようやくどのくらいいるかが数値として明らかになりました。田島先生のご活動がなければ福祉と司法の連携はなかったと思います。

北岡　牧野さんは今のお三方の話を解決するために取り組んでおられるのですが、それについてお話いただけますでしょうか。

牧野　私はグループホームというフィールドで、生きにくさを抱える人たちに出会っていく中で、グループホームという枠を超えながら彼らに関わってきたというところがあります。罪を犯した人たちに関わろうと思っていたわけではなく、地域で活動していく中で生きにくさを抱える人たちに出会って心が揺さぶられ、彼らを通じていろいろな制度の限界だとか、世の中が見えてくるみたいなことがたくさんありました。

私が大切にしているキーワードが「出会い」です。福祉はある意味、出会いと別れの繰り返しではないかと思います。罪を犯した人たちと最初に出会うのは、アクリル板越しだったりしますが、その大きな隔たりがだんだんなくなって、心優しい人なんだという実感に変わっていくのです。それとともに、私の中では犯罪という言葉が小さくなっていく感じがします。彼らの心の声を聞くと、どうして犯罪に至ったのかが見えてきます。彼らの中にではなく、彼らを取り巻く社会との関係の中に問題があることが見えてきて、まさに世の中のいろいろな問題の縮図がそこにあります。彼らの心の声に寄り添って彼らが求めることを実現していくことは、共に生きる社会につながっていくのではないかと思います。

更生施設と地域をつなぐ架け橋となる 地域生活定着支援センターを開設

北岡　田島さんは、特に出所される方を福祉サービスにどうつなげていくのかということで、全国地域生活定着支援センターを立ち上げられました。この取り組みの、現状や課題についてお話しいただけますか。

田島　調査の結果、全国2万6000人くらいの受刑者の中の410名は知的障害、または知的障害の疑いがあることがわかり、その人たちを調べたら、障害者として認定され療育手帳を持っている人は26人しかいませんでした。94%は障害者として認められていないし、本人も自分が障害者と思っていない、94%の人たちは社会に出てきた時にまったく福祉のサービスが期待できないんです。

こういう人たちを支えるため、出口の支援で地域に移るまでの特別調整を行えるよう、架け橋を作る必要があるのではないかと考え、地域生活定着支援センターを作ることになりました。法務省には出口までのところで、特別調整が必要な人たちを支援していただく仕組みを作ったり、刑務所の中に社会福祉士を置いて福祉とつないでいただくとか、全国57の更生保護施設でも受けられるようにしてもらいたいとお願いしました。福祉サイドは、まず障害を持った人たちを地域で受けるためにはどうしたらいいかという枠組みを早い段階からお願いして、モデル事業もあちこちでやっていただきました。平成

21年にスタートして、47都道府県に48カ所の定着支援センターを置くことができました。

ある面では核になって、皆さんの努力でこの架け橋がだんだん広がり、出口のところでは一つの道筋がつけられて、両岸になる地域の福祉と法務省側の中身をどうするか、それが今少しずつ積み上げられてきています。

北岡　服役中から面接をして、福祉サービスにつなげていくことが8年前から始まっています。大塲所長から連携の事例や、今後の保護観察所の展望などについてご紹介を頂けるでしょうか。

大塲　刑務所の中で障害に気付かず、そしてまた支援もなく外に出て行くと再犯は必至だと思わざるを得ません。支援抜きの励ましだったり、威嚇の言葉というのはまず役に立たないと思います。

保護観察、刑期といったものはきっちりと期間が決まっているがゆえに、期間が終わったら関われない、では期間中にいろいろな架け橋を作ったり、架け橋の準備をすることが大事だと思います。今まであまりにも福祉的なニーズについて関心を持ちづらかったと思います。とにかく就労で自立をうながす、能力がない人もある人も「とにかく働け」が指導の中心であったように思います。

一方、福祉の方たちは犯罪者の処遇にあまり関心を持っていただけなかったと思います。住民票がないので援助できない、私は観察官になって30年を過ぎましたが、何百回と言われました。そこで終わってしまったところもあります。けれども援護が必要な人はたくさんいます。先月の犯罪社会学会の発表では、福祉関係の施設の中で犯罪者の処遇の経験がないところが80%だという報告がありました。8割方の福祉の方が刑務所に行った人は、自分たちのサービスの対象ではないと思っておられるのかなと感じました。

17歳の少年の事例を簡単にお話したいと思います。福祉の滋賀と言われ、全国から見ると格段に連携が進んでいるような気がします。この事例は銃刀法違反で少年院に入ったケースです。自宅の台所の包丁をたまたま自転車の前カゴに入れていたら、警察官に職務質問されて銃刀法違反で少年院に入りました。広範性発達障害、双極性障害の疑いと言われましたが、少年院に入る前は何等の支援も受けていませんでした。手帳も持っていませんでした。少年院の社会福祉士が鑑別所と少年院をつないでくださり、ケア会議ということで複数の関係機関が集まることができました。滋賀ではケア会議を個別に設定できるケースもあるのですが、他府県ではまだまだ少ないところもあると思います。

普通は法務省の少年鑑別所で鑑別し、通常少年院に行く前に鑑別は終わってしまうのですが、これに関しては出てきた後も協力しましょうということになりました。それから地域の保健所の方々が医療関係の助言をする、子ども家庭相談センターが保護者も含めた全般的な相談に対応する、市の障害福祉課が手帳の取得について助言する、福祉就労作業所が就労の機会を提供してくださるというやりとりの中で、ケア会議を定期的に設定することができました。

重複的な障害や問題を抱えるケースに誰かが1人で対応するのは絶対に無理です。それぞれがやってくださったことは、個別の普段の仕事の延長なんです。それが架け橋かもしれません。それぞれがプロフェッショナルの分野、分野を持ち寄ったことでできたと思います。

北岡　野澤さん、罪を犯した障害のある人たちの課題について、今思われていることについて、何かありますか。

野澤　どの国も同じところで壁に当たっています。イギリスは障害のある方を刑務所の中に入れておいても意味がない、医療とか教育とか福祉で処遇するほうが意味があるということでやっています。

龍谷大学の浜井浩一さんは、再犯しないという矯正のあり方は再犯しそうなリスクを取り除いていくという、これは大事なんですが、こればっかりやると本人のモチベーションが落ちてますます追いつめられる。罪を犯さない人でなくて、人生を楽しむ人というアイデンティティを獲得してもらうのがいいとおっしゃっています。実は牧野さんはそれを実践されています。

10年間で障害者福祉の予算は3倍くらい増えていますが、単にサービスが増える、予算が増えていくだけでなく、一人ひとり障害のある方を福祉の受給者という受け身じゃなくて、人生を楽しむ人というふうに変えていくことに最終的な目標を置かないといけないと思います。一番最先端で難しい方たちを献身的に支えている牧野さんの存在と活動を、ぜひ多くの方に知ってほしいと感じました。

「罪を犯させない」ための支援から「生活を楽しむ」ための「居場所と出番」づくりへ

北岡　大塲所長にスライドをご用意いただいておりますので、もう少し生きづらさを抱えた人を、どのように支えていくのか、お考えを聞かせてください。

大塲　刑務所に入っていて住民票がない人はめずらしくありません。ないことを理由に福祉はできませんと言われた時代は長かったです。そこであきらめないことが大事です。それから犯罪者ということで想起されるモンスターイメージ、罪名が与えるイメージではないことを強調したいと思います。また、刑務所の中で彼らは模範囚なんですが、刑務所の中ではルールに順応して生きやすかった人も、外に出たら決してそうではないということを申しあげたいと思います。

障害という言葉で一括りにはできないと強く思います。認定されていなくてもたくさんの生きづらさを抱えている人もいます。同じような障害の名前がついても、一人ひとり違うということを大事にしたいと思います。そして、障害を抱えていても自分で受容できない人もいますし、あるいは障害があることは明らかなのに訴えることができない人もいる。さまざまな側面を持つ人たちを一人ひとり大事にしていく必要があると思います。さまざまな生きづらさ、課題を抱えた人への支援で、多機関の連携ということは必須です。そして丸投げをしない、受けてくれる人が決まったからそれで安心ではないし、支援者をまた支援するということも同じくらい大事だと思います。

北岡　牧野さん、先ほど、その人とずっと関わっていく中で、罪状がだんだん小さくなっていくという話をされました。今の大塲所長のお話とかなり共通するような感想をお持ちかと思うのですが、何かご意見はありますか。

牧野　犯罪の背景を考えていくと、1つは生きることへの不安（生存不安）で、食うに困ってどうしようもなく罪を犯す、この不安が中心にある人の場合は、福祉の支援によって回復していくだけでなく、衣食足りて礼節を知ると言いますが、人の役に立つような働きにつながっていく人もいました。

もう1つは関係をつくることへの不安（関係不安）で、人は一人では生きていけないので、人との関わりに不安を抱えます。人との関係がつくれずにこの不安が強くて中心にあり、犯罪を繰り返してしまうような人の場合は、福祉の支援とともに、関係支援が必要で、長い関わりの中で少しずつ回復していくように思います。

彼らの抱える不安は我々の中にある不安でもあり、それがたまたま犯罪という形に表れたという考え方が必要です。関係支援の中では、彼らにこれまでの自分を振り返ってもらい、これからどういうふうに生きたいかを多くの人の前で語る機会をつくっていって、いろいろなところでその場を与えていただいております。

単に生活が落ち着いて、再犯しなくなるということだけじゃなくて、世の中に何がしか影響を与えて、誰かのために何かをするということに向かうことが、生活を楽しむことになると思います。「居場所と出番」、この二つは生活の重要な要素であり、彼らの居場所とともに出番をしっかり作っていくことで、犯罪は彼らだけの問題ではなくて、社会の側にも大きな問題があることを浮き彫りにして、社会の問題を解決することに導いているのだと思います。

北岡　田島さん、入口の支援が重要であるということで、これからますますいろいろな問題提起をされると思いますが、何か今後の展望についてお話があればお願いします。

田島　昨日衆議院で再犯防止推進法が通過しました。法務省が、検察庁が、厚生労働省がそれぞれいろいろな施策をやるのに、一つの大きな枠となるような仕組みを考えなさいという法律ができたのはありがたいことだと思いますが、ここからが本当のスタートになります。

これにどれだけ影響を与えていくか、キーワードは2つあります。1つは連携です。今まで民間の我々もがんばったつもりで、行政のみなさんもずいぶんがんばっていただき、いろんなところを作っていただいたのですが、みんな電信柱になってる。刑務所から外に出ようするとドスンと落ちてしまう。電信柱みたいなものをどうつないでいくのか、入口から出口まで、生まれてから命尽きるまで、人はいろいろなサービスを受けながら生きている訳ですから。罪を犯した人もまた同じ、どうつないでいくのか、連携が1つのキーワードになると思います。

もう1つは入口のところをしっかりやるということです。少子高齢社会は今まで考えなかったようなものを次々と生み出していると思います。人生50年から人生80年に変わった時に、福祉のところで設計図を変えてくださったのは辻さんでした。福祉は果敢に人生80年の設計図に向けて努力をしてきました。ところが司法の世界は明治40年に作った刑法が100年以上きているわけです。枝葉は少し変えましたが基本は変わっていません。

そこが今回の再犯防止という考え方の中で、懲らしめとしてやっていたものから変えていくことになると思います。先駆的な試みをやっていただいているところは増えていますが、どんなにいい制度や法律を作っても、現場で実際活動される人たちがきちっと支えていかないと機能しません。すなわち連携をしっかりしてつないでいくということと、もう1つは、私も40年近く目の前にいる人を愛し、寄り添って生きていこうと考えて活動してきました。関わる人たちが心を込めて支えていただければありがたいと思います。

北岡　大塲所長、全体として何か感想などありますでしょうか。

大塲　「人生を楽しむ」という今日の話は私にとって本当に学びになりました。刑事司法では犯罪をするしないというところで考えがちですが、牧野さんのお話を聞くと、それは監督の対象というだけでなくて、彼ら自身が大事な人生を生きているということを共にするということ、糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」というお考えにつながるものがあると思いました。

北岡　今日は多くの方、とりわけ保護司の先生方にたくさんお越しいただいてありがとうございました。ここに集って頂いた人達を中心に、現場でいろいろと連携をしながら、罪を犯して、その罪を償った人達を地域住民の一人として迎え入れて街を作っていくということが、私たちに問われていることを改めて感じました。その取り組みについて、引き続き考えていきたいと思います。本日は有り難うございました。